



Title	年金と信託：受託者責任を中心とした日英比較法研究〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	川村，行論
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第11637号
Issue Date	2015-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/58702
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Takanori_Kawamura_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文題名

年金と信託

——受託者責任を中心とした日英比較法研究——

学位論文内容の要旨

本博士論文は、わが国の企業年金制度について、以下の問題意識に基づき検討をしている。第一に、企業年金制度において信託がどのような経緯で用いられるようになったのかという点である。第二に、忠実義務及び注意義務といった受託者責任について、企業年金制度ではどのようなことが問題とされたのか、また、わが国の企業年金制度において受託者責任が問題とされる理由及びそのような議論における問題点を明らかにするという点である。第三に、受託者責任だけを問題にしたとしても、それだけでは制度の運営にあたり不十分であることから、受託者責任をどのようにエンフォースメントするのか、そのためにどのような制度設計がなされているのか、そうした制度には問題がないのかという点である。

本論文は三部構成であり、第一部において日本法、第二部においてイングランド法、第三部において両国を検討した総括となっており、具体的には以下の内容となっている。

第一部は三章から構成されている。第一章において、企業年金制度において信託が用いられた経緯について検討している。わが国において企業が退職年金制度を実施していたものの、当該制度に対する税制優遇措置が問題とされたことを契機に、事業主団体に加えて、信託業界や生命保険業界といった業界団体も政府に対して当該措置を要望するようになったこと、これらの団体の働き掛けにより、税制適格年金制度が実施されたこと、それに伴い、制度運営のスキームとして信託が用いられるようになったことを明らかにしている。加えて、厚生年金制度と企業年金制度とを調整する制度として厚生年金基金制度が実施されることになったが、同制度においても引き続き信託が用いられた経緯についても検討しており、同制度は基本的には税制適格年金制度の枠組みを踏襲しつつも、基金を制度運営主体とすることに主眼が置かれたため、いわゆる代行方式の採用が争点となり、信託を用いるかどうかはそれほど議論にならなかった経緯があることを明らかにしている。こうした経緯により、わが国における企業年金制度は信託をスキームとし、そうした仕組みは、確定給付企業年金制度が両制度の受け皿として設計されたこともあり、依然として踏襲されている状況を明らかにしている。

第二章では、企業年金制度において受託者責任が問題とされるようになった経緯について検討している。アメリカの ERISA について、わが国においても研究されるようになったこと、そう

した研究は主として厚生年金基金連合会を中心にして行われたことを、同連合会の報告書を中心に検討している。その議論は信託法上の規定の不明確性を問題視した上で、厚生年金保険法によりその是正を試みていたこと、そうした議論が平成元年の厚生年金保険法改正により厚生年金基金の理事等が負う受託者責任として規定された要因となったことを明らかにした。

第三章では、第一章及び第二章の検討を踏まえて、確定給付企業年金法を取り上げ、同法の受託者責任に関する定め、現行制度における受託者責任をエンフォースメントするための制度について検討している。その中で、企業年金制度における基本法の制定が試みられたこと、当該試みが挫折し、確定給付企業年金法の制定にとどまることになったことを明らかにし、同法において、受託者責任が整備され、規制監督について強化されたものの、支払保証制度が未実施となった点から、受託者責任をエンフォースメントする制度設計は不十分なものになったことを明らかにしている。

第二部では、イングランド法を検討している。第一章において、職域年金制度において信託が用いられた経緯について検討している。第二章において、イングランド法では職域年金制度を規律する仕組みとして信託法がそのまま適用されている状況を踏まえて、信託法上の受託者責任と当該責任が企業年金制度においてどのような形で問題となったのかについて検討している。第三章では、職域年金制度の基本法とも目される 1995 年年金法及び 2004 年年金法を取り上げ、これらの法律において受託者責任のエンフォースメントをするためにどのような制度設計がなされているのかを検討している。

具体的な内容は次の通りである。第一章において、職域年金制度のスキームとして信託が用いられた背景に、信託によれば制度設計が柔軟にできること、企業倒産時の財産確保が可能であるメリットがあること、信託を利用するにつき税制優遇措置を求めた事業主団体の存在があったこと、を明らかにした。

第二章では、イングランド法における注意義務及び忠実義務といった受託者責任の生成過程を検討し、注意義務については 19 世紀、忠実義務については 18 世紀に形成され、判例法理としても確立したことを明らかにした。次に、そうした判例法理が職域年金制度においても問題とされた事例について検討し、従来の判例法理に従いつつも、職域年金制度に対して適恰的に適用されている状況が確認された。もっとも、こうした判例法理には、学説からの批判もあったこと、そうした批判が第三章で検討される 1995 年法上の受託者責任の規定に影響を与えることになることも明らかにした。

第三章では、1995 年年金法の制定まで、職域年金制度を規律する制定法が存在しなかった経緯について、公的年金制度との関係から検討している。その結果、1970 年代において漸く検討されるようになった経緯を明らかにしている。次に、1995 年法が制定されることになった経緯及びその内容について検討している。これについては、Maxwell 事件が契機になったこと、1995 年法は受託者責任の明文化、職域年金制度の監督機関の設置、補償制度の実施という三つがファクターとなっていることを示し、法律上の受託者責任の規定により判例法理の修正を行ったこと、その際には第二章で検討した職域年金制度の裁判例が影響を与えた可能性があることを示した。更に、

2004 年年金法は 1995 年法の監督機関及び補償制度を改正し、基金運営につき事前規制を強めたことも指摘した。

第三部総括において、以上の検討結果について整理するとともに、イングランド法の議論がわが国にどの程度適用可能であるのかを検討した。まず、わが国において 2007 年に信託法が改正されたことを踏まえて、わが国の企業年金制度においても事業主が設定者兼受託者となる可能性が生まれ、それに伴い、現行制度において受託者とされない事業主に受託者責任を課す問題点が是正される可能性を示した。次に、こうしたわが国の状況変化により、イングランド法のように、忠実義務の観点から、自己投資及び剰余金規制、あるいは、義務違反の効果として利得の吐き出しが規定される可能性があること、また、注意義務の観点から、信託事務の委任における免責のあり方が参考になる一方、受託者への専門性の要求は参考にはならないことを指摘した。更に、わが国の支払保証制度の設計に際して、受託者責任のエンフォースメントという観点に立つイングランド法の設計構想が参考になることも指摘した。